

住安第 1036 号－ 3  
令和 7 年 9 月 26 日

公益社団法人静岡県建築士会会長 様  
一般社団法人静岡県建築士事務所協会会長 様  
一般社団法人静岡県建設業協会会長 様  
静岡県中小建設業協会会長 様

静岡県くらし・環境部  
建築住宅局建築安全推進課長  
(公印省略)

### 令和 7 年度違反建築防止週間の実施について

日頃より、県の建築行政に御協力いただき、感謝申し上げます。

さて、国土交通省及び県内各（限定）特定行政庁においては、建築基準法令の違反建築物の発生予防、是正対策に努めております。

その一環として、毎年「違反建築防止週間」を設定しており、本年度も下記のとおり実施することになりました。

つきましては、貴会員への周知・協力について、御配慮をお願いいたします。

#### 記

- 1 実施期間 令和 7 年 10 月 15 日（水）から令和 7 年 10 月 21 日（火）までを基本
- 2 実施内容 一斉パトロールの実施  
電話等による督促 等
- 3 重点対象建築物
  - ・ 過去に重大な人的被害を伴う火災の発生があった建築物等（簡易宿所、病院・診療所、ホテル・旅館、グループホーム、有料老人ホーム、個室ビデオ店等）
  - ・ 中間、完了検査申請の未提出物件
  - ・ 工事監理者の未選定の物件

担 当：建築指導班 渡邊

電話番号：054-221-3079

E-mail: kenchikuanzen@pref. shizuoka. lg. jp